

(案)

産業廃棄物処理委託契約書

収 入
印 紙

[収集・運搬用]

排出業者 : _____ : (以下「甲」という。)と、
収集運搬業者 : _____ : (以下「乙」という。)は、
甲の事業所 : _____ から排出される産業廃棄物の
収集・運搬に関して次のとおり契約を締結する。

第1条 (法の遵守)

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条 (委託内容)

1. (乙の事業範囲)

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出する。

◎収集運搬に関する事業範囲

[産廃]

[特管]

許可都道府県・政令市	: _____	許可都道府県・政令市	: _____
許可の有効期限	: _____	許可の有効期限	: _____
事業範囲	: _____	事業範囲	: _____
許可の条件	: _____	許可の条件	: _____
許可の番号	: _____	許可の番号	: _____
許可都道府県・政令市	: _____	許可都道府県・政令市	: _____
許可の有効期限	: _____	許可の有効期限	: _____
事業範囲	: _____	事業範囲	: _____
許可の条件	: _____	許可の条件	: _____
許可の番号	: _____	許可の番号	: _____

2. (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単位)

甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類、数量、及び収集・運搬単位は、次のとおりとする。

種類	:	_____
数量	:	_____
単価	:	_____

3. (搬入先)

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を、甲の指定する次の処分業者の事業場に搬入する。

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	:			
住 所	:			
許可都道府県・政令市	:			
[産廃]		[特管]		
許可の有効期限	:	許可の有効期限	:	
事業の区分	:	事業の区分	:	
産業廃棄物の種類	:	産業廃棄物の種類	:	
許可の条件	:	許可の条件	:	
許可番号	:	許可番号	:	
事業場の名称	:	事業場の名称	:	
所在地	:	所在地	:	

4. (積替保管)

① 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替・保管を行わない。

5. (再委託)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託しない。

ただし、契約期間中に、収集・運搬業務を他人に委託する必要がある場合は、乙は、書面による甲の承諾を得て、法令の定める再委託基準に従い収集・運搬業務を再委託することができる。

この場合において、乙は、甲の要求があったときは、この再委託を乙の責任において解除する。

6. (マニフェスト)

甲は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を、記入し乙に交付する。

乙は、このマニフェストを産業廃棄物とともに処分業者へ回付する。

第3条 (義務と責任)

1. (甲)

(1) 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、以下の情報をあらかじめ乙に提出するほか、適宜又は乙の要求に応じ収集・運搬を委託する産業廃棄物の適正処理に必要な情報を提出する。

○産業廃棄物の発生工程

○産業廃棄物の性状及び荷姿

○腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

○混合等により生ずる支障

○その他注意事項

- (2) 甲は、「廃棄物データシート (WDS)」により、有害特性等の廃棄物情報を乙に提供しなければならない。
- (3) 甲は、第 1 項の情報に変更事項があった場合は、ただちに甲は乙に書面 (安全データシート及び廃棄物データシート等) にて情報を提供する。
- (4) 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬に支障を生じさせるおそれのある物質が、混入しないよう注意する。万一混入したことにより、又混入した旨を乙に通知せずに、乙の業務に重大な支障を生じ、又は、生ずるおそれのある場合には、乙は委託物の引き取りを拒否することができる。この場合において、甲は委託手数料の支払い義務を免がれず、他の障害が生じたときは、その賠償の責にも任ずるものとする。
- (5) 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は、正確に洩れなく記載することとし、虚偽又は、記載洩れがある場合は乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容、確認の上、委託物を引き取ることとする。
- (6) 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は、環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」 (環境庁告示第 13 号) による試験を行い、分析証明書を乙に指示する。

産業廃棄物の種類 : _____

提示する期間又は回数 : _____

2.

- (1) 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、第 2 条第 3 項に規定する事業場における荷降ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。
この間に発生した事故については、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。
- (2) ① 乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、マニフェスト B 2 票で代えることができる。
- ② 乙は、甲から委託された特別産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、マニフェスト B 2 票で代えることができる。
- (3) 乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。
この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力し、甲に損害が生じたときは、その賠償の責に任ずるものとする

第4条（手数料・消費税・支払）

- 1． 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に関する委託手数料については、第2条第2項に定める単価に基づき算出する。
- 2． 委託手数料の額が経済情勢の変化等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。
- 3． 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務についての消費税は、甲が負担する。
- 4． 甲は、乙からの委託手数料の請求に対し、支払条件を明記する。

第5条（機密保持）

甲、乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に洩らしてはならない。
当該機密を公表する必要がある場合は、相手方の文書による承諾を得なければならない。
甲及び乙は、この契約の期間満了後または解除もしくは解約後においても、3年間は、機密保持義務を負うものとする。

第6条（契約の解除）

- 1． 甲、乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。
- 2． 前項の規定又は法令の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき甲から引渡しを受けた産業廃棄物の処理を乙が完了してないときは、当該産業廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければこの契約は解除できない。

第7条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第8条（契約期間）

この契約は、有効期間令和 年 月 日から令和 年 月 日迄の1年間とし、期間満了の1ヵ月前迄に、甲乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

第9条（合意管轄）

甲及び乙は、「本契約」に関して紛争が生じた場合は、法律に専属管轄の定めがある場合を除き、〇〇地方裁判所を第一審の管轄裁判所とし、他の裁判所にはこれを申立てないことに合意する。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲及び乙は記名押印のうえ、各々1部ずつ保有する。

令和 年 月 日

甲

印

乙

印